



岐阜大学機関リポジトリ

Gifu University Institutional Repository

ベトナムにおける子どもの生活と福祉の課題：
1995年ホーチミン市第8区不就学児家族の生活調査
から(社会科学)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-10-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 学 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12099/4425

ベトナムにおける子どもの生活と福祉の課題

— 1995年ホーチミン市第8区不就学児家族の生活調査から —

黒田 学

(1997年1月6日受理)

The Problems of Child Labour and Basic Education in Viet Nam

Manabu KURODA

<論文要旨>

本稿は、ベトナム、ホーチミン市第8区における不就学の子どもとその家族を対象とした生活調査(1995年)をもとに、ベトナムにおける子どもの生活と福祉の課題、とりわけ児童労働と不就学の問題と課題を明らかにした。調査から得られた特徴的な結果をもとに、児童労働と不就学との関連に焦点をあて、国連やユニセフ、ILOなどの国際的な動向を参照しながら、不就学問題を考察した。とりわけ不就学問題解決に向けて、児童労働への法的規制や福祉的援助の拡大などの施策とともに、地域における教育・福祉活動の意義と役割を提起した。また、不就学問題の大きな要因となっている課程制教育制度の問題点とその改革の課題についても提起した。

<目 次>

はじめに	(2) ホーチミン市第8区の概況
1 ベトナム社会の概況	(3) 不就学児家族の生活
(1) ベトナムの経済・社会	3 不就学問題解決への課題
(2) ベトナム社会と不就学問題	(1) 児童労働対策
2 不就学児家族の生活調査から見えてきたもの	(2) 100週間校設置の努力
(1) 不就学児家族の生活調査、その経緯と目的	(3) 就学機会の拡大 — 教育制度改革 おわりに — CPCC の教育・福祉活動の意義

はじめに

本稿は、1995年ベトナム社会主義共和国、ホーチミン市第8区における不就学の子どもとその家族を対象とした生活調査の結果をもとに、ベトナムにおける子どもの生活と福祉にかかわる諸課題、とりわけ児童労働と不就学問題の対策と課題について提起する。

この調査は、共同研究「ベトナムにおける地域開発と社会福祉」(平成7年度平和中島財団国際学術共同研究、研究代表：斉藤文夫日本福祉大学助教授)が、1995年10月30日～11月6日にかけて、ホーチミン市第8区の児童保護委員会(CPCC)との共同によって行った、不就学の子どもとその家族を対象とした生活実態調査である。筆者もまたこの共同調査に参加し、調査結果の分析、考察を行った¹⁾。

したがって本稿は、調査報告書に掲載した「不就学児の状況とその対策について」を大幅に加筆・修正し、再編したものである。調査から得られた特徴的な結果をもとに、児童労働と不就学との関連に焦点をあて、国連やユニセフ、ILOなどの国際的な動向を参照しながら、ベトナムにおける児童労働と不就学問題の対策と課題を提起したい。

1 ベトナム社会の概況

(1) ベトナムの経済・社会

まず、ベトナム社会の概況について簡単に触れておきたい²⁾。

ベトナムは、1975年4月の北ベトナムによる「南」の解放、翌年7月の南北統一によって社会主義経済体制を採ってきた。その後のカンボジア内戦、中越紛争による「戦時体制」は、ベトナム経済・社会にとって大きな痛手であった。

1986年から、市場経済化と対外開放によるいわゆる「ドイモイ(刷新)」政策が導入され、著しい経済発展が見られている。経済成長率は、80年代後半の年5.1%から、90年代前半(90～94年)の7.3%、95年には9.5%へと大きく進展してきた。

産業は農林業が中心で、GDPに占める比率は29.3%(93年)で最も大きい比率となっている。特に米と商品作物が農業生産の総価格の約4分の3を占め、残りが畜産となっている。89年には世界第3位の米の輸出国になっている。ベトナムへの外国資本の流入が本格化するにつれ、工業、ホテル・観光、各種サービスなどの投資プロジェクトが盛んになっている。特に製造部門における投資機会を促進するために、ホーチミン市には大規模な輸出加工区が設立されている³⁾。

95年7月には米国との国交を正常化し、ASEAN(東南アジア諸国連合)への正式加盟を果たした。ただし、95年の一人当たりGDPは269ドルで、同じASEAN諸国のシンガポールの約100分の1、インドネシア、フィリピンの約4分の1の水準である。

人口は約7,450万人(95年)で、年間出生数は219.5万人(95年)、人口増加率は2.2%

(1980～1995年)、合計特殊出生率は3.8(94年)である。生産年齢人口は3,715万人(92年)であるが、ベトナム戦争の影響を受けて40歳以上の年齢層の人口構成の割合が低い。またメコンデルタ、紅河デルタ流域に人口の約4割が集中しており、ホーチミン市の人口は439万人、首都ハノイは219万人となっている。

社会保障については、労働・戦傷者・社会事業省が置かれているが、戦傷者に対する生活保障が軸で社会保障制度として体系化されていない。1995年より退職給付、疾病給付などの社会保険制度が実施されており、300万人が加入している。96年1月～9月までの社会保険に関わる財政支出は4兆ドン(歳出の2割弱)である。ハノイなどの都市では保険料納付が実施されている。

保健・医療に関しては、1歳未満の乳児死亡率は34%、5歳未満児死亡率は45% (いずれも95年)、出生児平均余命は65.5年(93年)である。はしかなどの1歳児の予防接種受診率は9割を越えている。保健サービスを受けられる人の比率は90%(都市100%、農村80%、90～95年)で、安全な飲料水を手に入れる人の比率は43%(都市47%、農村42%、90～96年)となっている。医療費は、医療保険制度がないこともあって無料ではなく、一定の自己負担が課せられている。医療サービスが有料であり、少なくない自己負担が課せられることから、経済的貧困層は適切な医療から放置されている。薬効の疑わしい売薬に頼っている実態も見られる。貧困層の栄養不良や健康問題は深刻であり、保健・医療サービスの充実が大きな課題となっている。

教育に関して、成人の識字率は94%(男性97%、女性91%、95年)であり、一人当たりGDPが低い諸国の中で、極めて高い水準を示している。しかしながら小学校の総就学率は100%を越えているが、第5学年に進級する子どもの比率は58%で、中途退学者が極めて多い。教育費は、89年までは初等・中等教育の12年間が無料であったが、89年からは初等教育(義務教育)の5年間だけが無料となり後退している。さらに、無料である初等教育においても、教員の給与が極めて低いこともあり、様々な形での授業料・学費が徴収されている。教員自身は生活のために何らかの副業(アルバイト)をしなければならない状況に置かれている。これら教育に関わる諸問題については後ほど詳しく述べることとする。

(2) ベトナム社会と不就学問題

次に本稿が取り上げる不就学問題について述べておきたい。

そもそも何故、ベトナムにおいて子どもたちの不就学がひき起こっているのだろうか。ベトナムのような発展途上国において、子どもたちの不就学は経済的貧困、低い経済力・財政力が根本的な原因であると単純に捉えられがちである。もちろん国民の所得水準が向上していくことによって、かなりの程度で不就学問題が解決されていくことは確かであろう。そういう意味で、経済的困難、貧困を不就学の主要な原因とする捉え方は一般的に妥当な把握といえる。国連の「社会開発サミット」(1995年)でも指摘されたように貧困の

解決が社会発展の第一義的な課題であるといえよう⁴⁾。

しかしながら、今回の生活調査を通して、不就学問題への立ち入った検討が必要であることを痛感した。子どもたちが不就学に至っている状況は、何らかの経済的要因が大きく影響しているとはいえ、個別事例ごといくつかの要因が複雑に絡んでいる。したがって、ベトナム社会が経済力を発展させ、国民所得を向上させれば、不就学問題が解決できるとは単純にいけない。

というのも第1に、この間のドイモイ政策は、国としての経済力や一人当たりGDPを伸長させているが、個人間の経済的な格差を生んでいる。経済力の発展がかえって経済的格差を生み、平等な就学保障の阻害要因にもなっている。

第2に、不就学が親の価値観（教育観）に関連しており、親は子どもに教育を受けさせるよりも家計を支える働き手として位置づけているケースも見られた。子どもに教育を受けさせることについての親の関心の低さや理解の無さ、そのことに起因する就学率の低迷といった問題である。とりわけドイモイによる市場経済化は現金収入を得ることが美德であるかのような「拝金主義」を生んでおり、不就学の一つの要因となっている。

第3に、教育や福祉の水準が低いことは、低い経済力に依存するため仕方がないかのように扱われていることである。これではベトナム経済が成長し経済力が向上するまで、教育や福祉の施策は放置されることになる。「子どもの権利条約」に見られるように、子どもたちの固有の権利を保障するための社会的努力は、社会的・経済的状况が困難といえども十分に追求されなくてはならない。もちろんベトナムにおける就学保障が全く手つかずのまま、放置されているというわけでは決してない。厳しい財政状況や低い賃金にも拘わらず、CPCCをはじめとする諸機関、ケースワーカー、福祉・教育関係者の献身的な努力（生業資金の融資や100週間校の開設、さまざまなボランティアなど）は続けられている⁵⁾。

したがって不就学問題は「経済的な困難さ」が大きく影響していることは間違いないが、それだけでは捉えきれない複雑な構造となっている。一般的な把握だけでは、かえって問題の所在をあいまいにし、社会的援助の適切な在り方を誤らせることに繋がりがねないのである。具体的な検討が、取り組むべき課題や適切な援助の方法を明らかにすることに繋がるのである。

2 不就学児家族の生活調査から見えてきたもの

(1) 不就学児家族の生活調査、その経緯と目的

本調査が企画された経緯は、ホーチミン市第8区児童保護委員会（CPCC）が1993年に第8区の貧困地域（第14、15街区）の住民100世帯（739人）を対象として行った生活調査を出発点としている。93年の調査を踏まえ、CPCCは6～15歳の子どもを対象とした短縮教育カリキュラム・「100週間校」⁶⁾や家族の所得向上を目的とした生業資金貸し付けなど

不就学対策、貧困対策に積極的な取り組みを行ってきた。このようにCPCCは、実態調査に基づく生活条件の改善という特筆すべき実践を行ってきた。そして本調査は、共同研究のメンバーがホーチミン市第8区CPCCと偶然接触したのをきっかけとしている。

本調査の目的は、第8区の子どもたちの就学条件を改善し不就学の子どもをなくしていくための課題を明確にすることである。このような目的にしたがって、CPCCが対象の選定を行った。CPCCは、先の93年調査の100世帯の中から不就学の子どもとその家族（29家族、30名、1姉妹を含む）に対象を絞り、日本側の調査者ととも調査票（質問紙）を作成した。

(2) ホーチミン市第8区の概況

第8区はホーチミン市に18ある区の一つで、市の南部に位置しており、面積は1,862ヘクタール、人口は303,035人（54,687世帯）である。16歳以下の子どもは103,000人で、その内47.9%が就学している⁷⁾。

第8区は運河に囲まれた島状の地域で、区の中央には大きな運河を擁しており、フランス植民地時代からの倉庫群が目をはびいている。区の周辺は農村地帯の様相であるが、湿地帯が多く、満潮時には道路のいたる所で冠水している。第8区は市内第4区とともに経済的貧困層が集中している地域であり、倉庫群で働く日雇いの荷役労働者など生活の不安定な階層が集住している。

今回調査を行った第8区15街区は、人口20,147人で、区内でも特に経済的貧困層が集住している。したがって、不就学の子どもが多く見られる地域でもある。CPCCの報告によると、この街区の雇用労働者は、常勤の会社員が3割、他の7割がセメントや農産物の荷役労働者などである。荷役労働は不定期的な仕事であり、日雇いがほとんどである。その他の就業状況は、生産農家や、バイクなどの修理や各種の商店などの自営業、行商がある。さらに、ミシン刺繍や、後に述べるように今回の調査で特に問題の焦点となったセメント袋の再生業（家内労働）⁸⁾ など、いわば内職的な就業が見られる。

居住環境は、曲がりくねった狭い路地に家々が軒を連ねており、狭い住居に多人数が住んでいる。住居の構造も廃材を利用したような貧弱なものが大半である。炊事場が家屋の中にあり、煙が建物内に充満しているケースが多い。水道やトイレがない家も多く不衛生である。また船上生活者や、家屋を河川に突き出した不法居住者も少なくない。運河をわたる橋は狭く、自動車や荷車が交差するたびに渋滞がひき起こる様相である。

(3) 不就学児家族の生活

調査をした29事例の生活の概要は、表1の通りである。不就学児の基本属性については表2-1、表2-2、表2-3に、父母の職業、家族・世帯人数と世帯月収についてはそれぞれ表3、表4に示している。

表1 不就学児とその家族の概要

事例 No.	対象児童						家族の状況					
	年齢	性別	就学状況	就労状況			障害 有無 種類	家族 人数	父母の年齢		父母の学歴	
				就労内容	1日 の労働 時間	1日 の収入 (円)			父親	母親	父親	母親
1	13	女	小1中退				MR	6	44	44	中2	小3
2	12	女	小2中退				無	4	離別	35	-	小5
3	8	女	不就学				無	20	不明	不明	不明	不明
4-1	11	女	100週間1年在学				無	10	45	42	小1	小1
4-2	9	女	100週間1年在学				無					
5	5	女	100週間在学	家事・子守			無	5	26	28	小卒	中卒
6	9	男	不就学				身体	6	32	?	小6	?
7	12	男	100週間在学	セメント袋再生	8	2000	無	2	いない	38	-	不就学
8	11	女	中学中退	セメント袋再生	7	5000	無	9	42	38	高卒	中卒
9	15	男	100週間在学	セメント袋再生	7	5000	無	7	41	40	中中退	小卒
10	11	女	100週間2年在学	セメント袋再生			無	13	48	45	高2	小2
11	14	女	100週間2年在学	セメント袋再生			無	6	46	40	小3	不就学
12	9	男	不就学				身体	12	38	37	小卒	小卒
13	12	女	100週間1年在学	屋台	12	2500	無	7	47	48	高卒	小1
14	15	女	100週間在学	母の仕事手伝い			無	12	いない	43	-	不就学
15	15	男	100週間2年在学	近所の雑用			無	8	?	35	小卒	小卒
16	12	男	不就学	セメント袋再生	8	7000	無	12	46	41	小卒	小4
17	13	女	小7年在学	セメント袋再生	4	3000	身体	15	58	58	不就学	不就学
18	15	女	100週間4年在学	刺繍	8	2600	無	9	50	41	小5	小5
19	12	男	100週間2年在学				無	5	34	37	小3	小3
20	14	女	100週間1年在学	セメント袋再生	8	4000	無	8	41	42	小卒	不就学
21	12	女	不就学				ダウン	6	死別	56	-	不就学
22	11	女	100週間2年在学				無	10	死別	48	-	不就学
23	14	男	100週間2年在学	ゴミ収集の車押	12	3000	無	7	35	離別	中1	-
24	11	男	小学1年在学				MR	5	死別	43	不就学	小3
25	10	女	100週間在学				無	7	離別	離別	?	?
26	2	女	就学前(幼児)				ダウン	6	25	23	中1	小2
27	2	男	就学前(幼児)				心臓	4	36	離別	中2	-
28	12	女	100週間3年在学				無	9	41	40	小5	小5
29	15	男	不就学				心臓	4	離別	40	-	小7

表1 不就学児とその家族の概要

事例 No.	家族の状況				来住時期	備考
	父母の職業		家計(月額,万ドン)			
	父親	母親	収入	支出		
1	荷役(休業)	水売り	90	90-100	1964年以前	父は交通事故で休業中、無収入
2	離別	セメント袋再生	30	?	1986年以降	授業についていけず中退、長男(8歳)は小2在学中
3	不明	不明	60	67.3	1964年以前	4人姉弟の内、姉(10歳)のみ100週間で学
4-1	セメント袋再生		15-24	41.5	1976-1980年	河川敷の不法居住地、屋根なし、16歳と19歳の姉は不就学
4-2						
5	荷役	荷役(休業)	30-50	60	1986年以降	母は妊娠6ヶ月より荷役を休業
6	セメント袋再生	水売り	80	80.6	1981-1985年	下肢障害、右目摘出、長男は100週間で学、長女と三男は就学、3子を亡く、枯れ藪を浴びた
7	いない	セメント袋再生	30	23.4	1965-1975年	
8	シクロ	セメント袋再生	90	116	1964年以前	祖母、母と3姉妹はセメント袋再生、長女は工務
9	セメント袋再生		10	63.5	1964年以前	小中退、長男は工務
10	自転車修理	セメント袋再生	100	87.2	1986年以降	父は解放戦には砲手、兄、姉たちは小卒または中退
11	セメント袋再生		75	52	1964年以前	父は再婚、兄、姉はすべて不就学
12	行商	無職	80	85.4	1964年以前	下肢麻痺、重度障害、次女は小4中退、三女は小4在学
13	無職(療養)	無職	30	33	1981-1985年	父はかつては荷役、結婚後、母はかつて倉庫、長男100週間で学
14	いない	総菜等行商	75	66.8	1964年以前	小学4年で中退、長女、次女は工務
15	失業	刺繍	45-60	51	1964年以前	父は1992年まで荷役、3子共に100週間で学
16	セメント袋再生		75	81	1964年以前	父は戦争による身体障害、姉妹は小中退または不就学
17	セメント袋再生		80-100	100	1964年以前	母の送迎で小学校通学、1歳の姪以外は全員セメント袋再生に従事
18	鉄回収業	刺繍	165	83	1986年以降	家修理のため蓄財、就学年齢の兄弟姉妹はすべて就学(在学)
19	家具職人	専業主婦	90	70.5	1964年以前	小学3年で中退、姉、兄は卒業
20	セメント袋再生		120	163	1964年以前	授業についていけず小学中退、軽いつらんかん、姉は100週間で学
21	死別	専業主婦	50	58	1964年以前	左目失明、長男は左盲手付、長女次女は職用、三女はミシン縫製
22	死別	荷役	66	65.7	1964年以前	小学校はお金がかかるので行かず、4人の兄姉すべて中退
23	菓子行商	離別	90	93.8	1964年以前	住居狭小、家財道具多、妹も100週間で学
24	死別	家事	45	38.1	1965-1975年	母は体悪く、長女収入に依存、兄は小5在学
25	離別	離別後家出	62	62.4	1964年以前	父母おらず祖母、叔父叔母と同居、叔父の収入に依存
26	荷役	野菜行商	150	127.4	1976-1980年	心臓も悪い、祖母、母、叔父は野菜売り
27	失業	離別	9	35	1986年以降	麻痺病に感染していた、父は以前シクロ運転手、2人の兄100週間で学
28	シクロ	野菜行商	120	105	1964年以前	小学中退、父は米会社を離職、長男は工務、長女は縫製
29	離別	飲料等小売	90	108.5	1964年以前	重い心臓病、母は祖母の店で売り子、長男(工務)収入に依存

正規の小学校に通う子どもは2名だけで、100週間校に通う子どもは17名であり、いずれかに就学している子どもは合計19名である。不就学は全く学校に行ったことのない子どもが6名（その内4名が障害児）、中途退学が正規の学校3名（小学校2名、中学校1名）である。その他就学前の幼児が2名いる。ただし表2-2では、就学者には100週間校を含めているが、100週間校は正規の学校ではないので、以下の考察では不就学と位置付けている。

したがって正規の小学校に通う子どもと就学前の幼児を除く、不就学の26事例はその特徴から、次のように4つに分類できる⁹⁾。

第1は、死別や離別によって、父親または母親がいない、両親ともにいないために不就学となっているケースである。親という主要な働き手を失っている場合、子どもがその代

表2-1 児童の基本属性 ① 年齢別内訳

性別	年 齢				合 計
	1～5歳	6～10歳	11～14歳	15歳以上	
男 子	1 (1)	2 (2)	5 (1)	3 (1)	11 (5)
女 子	1 (1)	4 (0)	12 (3)	2 (0)	19 (4)
合 計	2 (2)	6 (2)	17 (4)	5 (1)	30 (9)

注① () は、障害児の内数

② 訪問した家族数は29例であるが、対象児童数は姉妹を含むため30名である

表2-2 児童の基本属性 ① 就学の有無別内訳

性別	就 学 の 有 無								合 計
	就 学 (在学中)		小 計	不 就 学			小 計	就学前	
	正規学校	100週間		中 途 退 学		全くなし			
				正規学校	100週間				
男 子	1 (1)	5 (0)	6 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	4 (3)	1 (1)	11 (5)
女 子	1 (1)	12 (0)	13 (1)	3 (1)	0 (0)	2 (1)	5 (2)	1 (1)	19 (4)
合 計	2 (2)	17 (0)	19 (2)	3 (1)	0 (0)	6 (4)	9 (5)	2 (2)	30 (9)

注① () は、障害児の内数

② 訪問した家族数は29例であるが、対象児童数は姉妹を含むため30名である

表2-3 児童の基本属性 ① 父母の有無別内訳

性別	父 母 の 有 無				合 計
	父母共に有り	父親のみ	母親のみ	父母共になし	
男 子	6	2	3	0	11
女 子	14	0	4	1	19
合 計	20	2	7	1	30

注 訪問した家族数は29例であるが、対象児童数は姉妹を含むため30名である

わりを引き受けている。

第2は、家族の人数が多く、とりわけ幼い子どもが多く、あるいは高齢者がいることから、その生活費がかさみ年長の子どもが働いているケースである。家族の子どもたち全員が教育を受けられる状態ではなく、兄弟姉妹の年長者が働き、弟や妹に教育を受ける機会を提供している。

第3は、成績不良による留年、中途退学のケースである。これは、ベトナムの義務教育が課程制を取っており、各学年の終了時に進級試験に合格しないと進級できないシステムになっているためである。義務教育は小学校5年生までとされているが、もしも進級試験で成績不良であれば留年しなければならず、1年生を2年間あるいは3年間と続けることになる。成績不良の上に、経済的に困難であれば、中途退学の道を容易に選択することになる。

第4は、第1から第3とは対照的に、困難な生活の中で就学のための努力をしているケースである。兄弟姉妹が多いことや幼い弟妹がいるなど家族人数に関連して、あるいは父母

表3 父母の職業

職 業	父 親	母 親
セメント袋再生業	8	10
荷 役	3	2
小売業（水売り等行商含む）	3	6
シクロ車夫	1	0
刺 繍	0	2
その他	3	1
無 職（専業主婦含む）	0	4
失 業	2	0
不 明	1	1
合 計	21	26

注① 休業中は職業に含めている
 ② 主な職業を一つあげている

表4 家族・世帯人数と世帯月収（同居のみ）

家族・世帯人数	世 帯 月 収						合 計
	10未満	10~29	30~49	50~69	70~100	100以上	
2			1				1
3							0
4	1		1		1		3
5			2		1		3
6				1	3	1	5
7		1	1	1	1		4
8			1			1	2
9					1	2	3
10人以上		1		2	4	1	8
合 計	1	2	6	4	11	5	29

注① 世帯月収単位：万ドン（米ドル）
 ② 1万ドンは約100円

が失業していることなどから、経済的に困難であるにも拘わらず、100週間校には通わせる努力をしている。正規の学校ではないために不就学と本稿では位置付けているが、100週間校には少なくとも通わせようという家族の努力やCPCCなどの各機関の献身的な取り組みは見過ごせない。このような努力や取り組みが不就学問題解決の糸口になることは間違いないであろう。

以上のように、不就学の子どもたちの生活状況の考察を通じて、その特徴を4つに分類したが、これら4つに共通する点は、経済的な困難さが不就学に大きく影響していることである。しかしこの不就学を成り立たせている経済的な困難さを基礎として、さらに次のような問題点が背景にある。

第1は、経済的な困難さからくる児童労働の温存である。現実の生活が苦しいために子どもを就労させているのであるが、そのことが子どもたちの教育の機会を奪っている。

第2は、成績不良による中途退学などをうみだす課程制教育制度の問題である。

次章では、これら2つの問題点について考察することにする。

3 不就学問題の解決への課題

(1) 児童労働対策

不就学問題を解決するには、その背景にある児童労働問題を解決しなければならない。経済的困難と関わって、子どもたちは主要な働き手として家計を担い、教育を受ける機会を奪われている。正規の小学校に通えない子どもたちは、100週間校に通うことで、基礎学力を身につけようとしている。しかし、子どもたちがたとえ100週間校に通学できても、日中はセメント袋再生などの家内労働や雑用に追われ、長い時間働かざるを得ない状況に置かれている。このような子どもたちの労働の実態をいかに変えていくかが不就学問題を解決へと向かわせるであろう。そこでまず、児童労働とはそもそもどのように位置付けられているのか、簡単に整理してみたい。

ユニセフやILO（国際労働機関）の児童労働の定義を参考にすると、児童労働とは、様々な形態を持ち必ずしも子どもの発達を損なうとはいえないものも含まれるが、その多くが搾取的、長時間の労働である。また労働によって教育の機会を奪い、子どもの身体的、精神的、社会的発達を損なう側面を備えている¹⁰⁾。

このように児童労働をとらえるならば、今回の生活調査においてそれぞれの子どもたちの労働内容をより立ち入って分析する必要があるだろうが、少なくとも労働に従事している子どもたちの多くが不就学に陥っていることは大きな問題である。セメント袋の再生業や屋台、雑用などのさまざまな労働が、どこまで搾取的かは十分に把握できていない。

しかしながら、表1のように、例えば12歳の男子（100週間校在学）は、母親とともに1日8時間、週7日間、セメント袋再生の仕事に就いている。しかし収入は1日2,000ドン

(約20円)にすぎない(事例No.7)。また12歳の女子(100週間校在学)は1日7時間、週7日間、屋台の仕事に就いているが、収入は1日わずか2,500ドン(約25円)である(事例No.13)。14歳の男子(100週間校在学)は、1日12時間、三輪の荷車でゴミを回収する仕事に就いている。しかし彼の収入もまた、1日わずか3,000ドン(約30円)にすぎない(事例No.23)。このような実態から、子どもたちの低収入かつ長時間の労働が教育の機会を奪い、人間的な発達を損なう状況を生み出しているものと理解できよう。

またセメント袋再生業は、セメント粉を体中に浴びているため、粉塵による呼吸器疾患(珪肺)や皮膚病などの疾病を引き起こし、子どもたちの健康を損なうものと考えられる。したがって、この調査で見られる児童労働の多くは、子どもの発達を損なうものといえ、法的保護や就労条件の監督などの対策が必要である。

(2) 100週間校設置の努力

これまで取り上げてきた児童労働のなかでも極めて有害かつ搾取的なものは、ただちに停止させることが必要であろう。また労働時間の短縮などの行政による指導や労働法の整備が必要である。しかしながら、そのような規制だけが子どもたちの教育の保障に繋がるとはいえない。子どもの就労規制による所得の減少が、家族の暮らし向きをさらに悪化させると考えられるからである。規制と同時に、代替措置を講じていかなければ、現実的な対応とはいえないであろう。1日中働かざるを得ない状況に追い込まれている子どもたちに対して、何らかの形で教育を保障することや福祉的な援助が極めて重要な課題である。

そういう点で、100週間校は、「学びたいけど学べない」子どもたちに対して、教育保障を献身的に進めている貴重な取り組みである。基礎学力を保障することは、人間的諸能力の発達、発達保障の基礎になることはいままでのないであろう。子どもたちの権利を保障すること、識字率を高めること、初等教育の完全実施を推進することは国際的な課題でもある¹⁴⁾。

したがって、正規の学校教育を受けられない子どもたちにとって、100週間校の持つ意義と役割は大きい。しかしながら、止むにやまれず設立された100週間校であるとはいえ、正規の学校教育を受けられないという現実は大いに問題にしなければならない。そもそも働くことで疲れた子どもたちが、夜間(ないしは午前中)に読み書きの学習をすることは「二重の負担」に他ならない。とりわけ学齢期の子どもにとって、日中の長時間の就労と(夜間の)学習は、自由な生活時間、遊び時間をも奪うことになっている。「学びと遊び」の時間が保障されることは子どもの固有の権利である。

そこで第1の課題は、子どもたちに経済的困難をしわ寄せしている状況を改善していくことである。経済的困難の解決が子どもたちの不就学問題解決の土台であろう。学校教育の完全な無償化や生活困難層に対する福祉的援助・施策を実現することが早急に望まれる。

第2は、第1の課題と関わって、子どもたち及び親・家族の教育に対する価値観を高め

ることである。生活困難な多くの家族は、ぎりぎりの生活状況の中で止むにやまれず子どもを働かせている。また生活がもっと楽になれば教育を受けさせたいと何れの親も考えている。しかし、子どもたちが家計を補助する労働力としてのみ位置付けられ、教育の権利が奪われている状況は変えなければならない。CPOCのような行政機関が、一つには親・家族が生活費を稼がせるために子どもを安易に就労させていないかを監視することが必要であり、もう一つは教育を受けさせることの意義、子どもの固有の権利を啓蒙する活動を強化することである。

それは教育の権利保障と同時に、子どもが教育を受けることで、職業の選択の幅が大きくなり、より多くの所得を得られる可能性が開かれることでもある¹²⁾。そういう意味で教育は子どもにとってはもちろん、親・家族にとっても、より魅力的なものでなければならぬであろう。このような「教育の魅力」は次に触れる教育制度改革の課題と関連している。

(3) 就学機会の拡大 — 教育制度の改革

成績不良によって進級できず、中途退学に陥ってしまうケースが多いのは、ベトナムの教育制度が課程制教育制度を採用していることが大きく影響している。

このことは、さらに経済的な困難さが加わって、子どもに「わからない授業」を聞かせるために無理をしてまで学校に行かせるよりも、働かせることを容易に選択させることになっている。このような成績不良による中途退学などの課程制教育制度に起因する問題を解決することが重要である。

したがって、不就学問題解決に向けて、ベトナムにおける課程制教育制度そのものを改革しなければならない。先に触れたように確かに経済的問題の解決が不就学問題の解決の土台といえよう。しかし、冒頭でも指摘したようにドイモイによる市場開放政策は、現金収入を得る機会を増やし、またいわゆる「金をもうけて成功する」ことが美徳であるかのような「拝金主義」を横行させている。これでは子どもに教育を受けさせるべきといくら説いたところで、親・家族にとっては「教育よりも金もうけ」が第一義な価値になってしまう。まして、成績不良で進級試験に不合格、落第になれば、子ども自身も学校が楽しくなくなるだろうし、子どもにとって学校は重たい存在でしかなく、結果的に中途退学を選択することにもなる¹³⁾。

大変な思いをしてまで学校に行くよりも家計のために働くほうを子どもたちに安易に選択させる結果を生んでいる。その上、「授業料」を払ってまでそのような「苦行」に耐え忍びたくはないであろう。また教師主導の一斉授業形態という旧態依然の教授方法では子どもたちが「わかる喜び」を実感できるような教育とはいえないであろう。したがって単なる経済問題の解決だけでは、教育固有の問題は解決されないのである。教育制度そのものの改革なくしては、不就学問題の解決に繋がらないといえよう¹⁴⁾。

ユニセフもまた、教育と児童労働は深く関連しているとした上で、「労働は子どもを学校から遠ざける。質の悪い教育もしばしば子どもを早期に中途退学させて、労働に追いやる。だが質の高い教育は、子どもを労働から切り離す。教育期間が長く、教育の質が高ければ高いほど、子どもを有害な労働に追いやる可能性が少なくなる」と指摘している¹⁵⁾。ただしこの指摘はベトナムを名指ししているわけではなく、児童労働が深刻な諸国に共通する問題点としている。

以上のように、不就学問題解決には、魅力のある教育への改革が求められている。と同時に、不明瞭な「授業料」をはじめ、教科書、学用品の費用を含め、一切の「受益者負担」をなくすことや、教師に副業を持たせなくさせるための地位向上（所得向上）、それを支えるための国家の教育・福祉予算の増額が重要である。

おわりに — CPCC の教育・福祉活動の意義と役割

これまでから明らかなように、不就学問題の解決には、その問題に内在する経済的困難、児童労働、親・家族の教育観、課程制教育制度といった課題を解決することが必要である。そういう点からは、100週間校の取り組みは不就学問題を根本的に解決しうる取り組みではなく、言うならば対症療法的な取り組みであろう。もちろん、そうだからといって100週間校が不必要だと捉えることは全く見当はずれである。現実の問題状況が進行する中で子どもたちもまた成長しているのであり、発達段階に対応した教育の取り組みが何らかの形で保障されなくてはならないからである。また本調査では対象とならなかった、いわゆる「ストリート・チルドレン」の不就学の実態はより一層深刻であり、教育保障の手だてが急がれる¹⁶⁾。

したがって、CPCCが取り組む100週間校をはじめとする不就学問題への対応、諸活動の意義は大きい。CPCCは、子どもたち、親・家族に日常的実践的に接し、地域の教育・福祉的活動を担っており、不就学問題解決に向けて重要な位置を占めている。不就学問題に内在する課題を解決するプログラムを国・行政レベルで構築しながら、実践的にはすべての不就学の子どもたちに対する教育・福祉をあらゆる手だてを尽くして実現することが求められている。

その上で、CPCCが軸となって今後進めていくべき具体的な活動を最後に指摘しておきたい。例えば、100週間校を含め就学の努力をする親・家族に生業資金融資など福祉的な援助を充実させること。教育の価値を説き文化的教育的な環境をつくり出していくこと。狭い住居、湿気の高い住環境の改善などの生活環境の改善を指導すること。危険かつ不健康な児童労働に対する監督や栄養改善などについては、保健センターなど保健・医療機関との連携を図っていくこと、などである。ただしCPCCが軸となるだけでは十分に進展できない側面も考えられる。例えば一般の学校教師たちは、旧態依然の授業法から脱し、

魅力のある教育方法、教育実践の確立に向けての自己改革が求められよう。もちろんそのためには、国による教師の地位（所得）向上と研修機会の充実が必要である。

子どもたちが生き生きと学び、そして遊び、仲間と大いに語りあい、笑顔を絶やさないような環境、発達段階に応じた教育の保障、社会的諸条件をつくり出していくことによって、教育の持つ本来の価値が見いだされていくであろう。このような教育・福祉の創造がベトナム社会の一層の発展に繋がっていくのである。

<註>

- 1) 詳しい調査結果については、『平成7年度平和中島財団国際学術共同研究助成研究成果報告書 ベトナムにおける地域開発と社会福祉～地域福祉政策の推移と障害児対策』1996年3月、を参照されたい。

また、児童保護委員会（CPCC: Committee for Protection and Care for Children）は人民委員会の管轄する児童福祉に関わる行政機関で、中央、地方に置かれ、おもに地方ではソーシャル・ケースワーク的な活動を行っている。

なお、筆者は、1994年から96年にかけて4度にわたって渡越し、2つの共同調査に取り組んできた。1つは、ここで取り上げている不就学児の生活調査（ホーチミン市第8区、95年）であるが、もう一つは、在宅障害児の生活調査（ホーチミン市特別区ナーベ県、94年～96年、研究代表：藤本文朗滋賀大学教授）である。いずれも日越合同の調査チームを組織し、各家庭を訪問し通訳を通しての面接聞き取り（質問紙）による調査であった。2つの調査は、対象とする子どもの属性や調査地域が異なるので、調査結果から析出された特徴や課題も異なっている。しかしながら2つの調査は、ベトナムにおける子どもたちの生活の特徴と福祉の諸課題を把握する上で、極めて重要な取り組みである。

在宅障害児の生活調査については、以下を参照されたい。

拙稿「ベトナム障害児家族の生活実態に関する研究——1994年ホーチミン市特別区ナーベ県を中心とする調査報告」『人間発達研究所紀要』第9号1995年6月、ベトちゃん和ドクちゃんの発達を願う会・日越友好障害児教育福祉調査団『ベトナムにおける障害児教育福祉と障害児家族の実態に関する調査研究』1995年12月。

- 2) ベトナム社会に関するデータは、以下の文献・資料から引用している。

岩見元子『ベトナム経済入門』日本評論社、1996年。

経済企画庁調査局編『アジア経済1996』大蔵省印刷局、1996年。

ユニセフ（国連児童基金）『国々の前進1996』1996年。

ユニセフ『1997年世界子供白書』1996年。

UNDP（国連開発計画）『人間開発報告書1996』国際協力出版会、1996年。

なお社会保険については、ベトナム・テレビ・ニュース（NHK衛星第1放送、1996年10月9日放映分）の報道に基づいている。

- 3) グエン・スアン・オアイン（丹野勲編訳）『概説ベトナム経済』有斐閣、1995年、60～66頁、80～90頁。

4) サミットの中心テーマは「貧困、雇用そして社会的統合」(Poverty, Employment and Social Integration)であり、とりわけ貧困の解決が国連の中心的課題であることが確認された。それを受けて1996年は「国際貧困根絶年」として貧困解決のための政策の立案が求められている。

拙稿「社会の開発・発展と人間発達の課題 — 国連『社会開発サミット』『人間発達研究所紀要』第10号1996年12月、西澤信善「国連『社会開発サミット』と貧困撲滅」『世界経済評論』1995年5月号、など参照されたい。

5) ベトナム国会は「子どもの権利条約」の批准に伴い、1991年に「子どもの保護と養育、教育に関する法 (Law on Child Protection, Care and Education)」を制定し、子どもの権利保障に向けての施策の充実をめざしている。なおその第10条において「子どもは学習する権利をもつと同時に初等教育を終える義務をもつ」としている。また同年、「初等教育普遍化法 (Law on the Universalization of Primary Education)」を制定し、その第5条において「国は初等教育の目標のために適切な予算を配分する。国は、…初等教育の普遍化のために国の教育予算を確立する」ことを定めている (*Vietnamese Studies*, 1991, pp135-157.)。

6) 「100週間校」とは、貧困による就労や病気などの理由で正規の義務教育(初等教育)を受けられない6~15歳の子ども(実際には30歳代の成人も含まれている)を対象とした、いわゆる「読み書き算」の基礎学力を保障する教育プログラムのことである。一般の学校教育とは異なり、CPCCが管理運営を担い、CPCC職員などが教師としてその任にあたっている。教室は学校に限らない公共施設が利用されている。第8区には6カ所設置されている。午前8時から2時間の朝クラス、午後6時30分から2時間の夜クラスがつくられており、子どもたちの就労状況に応じて朝クラスか夜クラスを選択させている。

なおその他に、第8区教育局が管理運営する夜間学校も設置されている。第8区の夜間学校は、学級数101、教員数101名、生徒数2600名である。小学校課程だけで国語と算数の教科教育が行われ、授業時間は週3日(月水金クラスと火木土クラス)、午後7時から9時までである。授業料は必要なく、教科書等は第8区が支給しており、鉛筆などが買えない生徒に対しては第8区が文房具を支給している。夜間学校の校舎は政府所有の建物を使用し、教員の給料は第8区が支払っている。夜間学校は文字と算数を学習するところであり、仕事や収入向上に直接結びついていない。ただし希望者には、ミシン(縫製)、刺繍、自転車修理、絵画といった職業訓練も提供されている(永田智章「就学問題と雇用機会の創出」『平成7年度平和中島財団国際学術共同研究助成研究成果報告書ベトナムにおける地域開発と社会福祉~地域福祉政策の推移と障害児対策』1996年3月、52~61頁)。

7) World Vision International/Viet Nam, *District 8 Ho Chi Minh City Street Children & their Families*, 1995, P.7.

8) セメント袋の再生業とは、建設現場などで使用されたセメント袋を回収し、袋内に付着したセメントの粉を取り除き、再利用するものである。家屋内で幼い子どもを含めて家族総出で行っている場合が多く、家中セメントの粉でまみれた状態である。仕事場と寝室・食卓などの生活の場との区別がないことが、セメント粉による呼吸器疾患(珪肺)などの疾病を引き起こすのではないかと、いう危惧がある。また再生された袋は食品の輸送にも利用されているとのことである。

9) なお本稿では、障害を持つ子どもの不就学問題については除外しており、不就学障害児についての考察は、斉藤文夫「不就学障害児の状況」(前掲6)報告書、26~34頁)を参照されたい。

10) まずユニセフは、児童労働を次のように定義している。

児童労働は様々な形態があり、「子どものためになり、子どもの心身や知的、道徳的、社会的発達を促進し、就学やレクリエーション、休息を妨げないものもあれば、逆に、明らかに破壊的で、搾取的なものもある。その両極の間にさまざまな労働があり、その中には必ずしも子どもの発達を損なわないもの」もあるとしている。したがって、「ためになる労働と容認できない労働を区別し、児童労働の多くが両者の間の灰色の領域にあることを認めることが重要である」としている。その上で、ユニセフは1986年に、以下のような労働を搾取的な労働と判断している。「あまりにも幼い子どもの全時間労働。あまりにも長時間の労働。不当な身体的、社会的、心理的ストレスを引き起こす労働。路上での労働や暮らし。不十分な賃金。あまりにも重い責任。教育の機会を奪う労働。奴隷や債務奴隷労働、性的搾取など、子どもの尊厳や自尊心を傷つける労働。完全な社会的、心理的発達を損なうような労働」である。さらに児童労働は子どもの発達を損なう側面を持つとして、身体の発達、認知能力の発達、情緒の発達、社会的、道徳的発達の諸側面を危険にさらす恐れがあるとしている（ユニセフ『1997年世界子供白書』1996年、17～20頁）。

ILOは、第264回理事会雇用社会政策委員会（95年11月）の資料において、「本文書で『児童労働』という場合、その雇用状況（賃金稼得者、自営業、無休の家事手伝いなど）の如何にかかわりなく、15歳未満の児童によって遂行されるすべての経済活動を指す。かれらが両親の家庭で行う家事労働は、対象外とする。ただし、家事労働が経済活動と同一視される場合、たとえば、児童の両親が家庭外での雇用を得ようとし、そのため、男女の児童が家事労働に全時間を捧げなければならず、したがって、学校教育の可能性を奪われる場合は児童労働の定義に含める」としている（ILO「第264回理事会雇用社会政策委員会資料」『世界の労働』第46巻第4～6号、1996年4～6月）。

またILOの「最低年齢条約（第138号条約、1973年）」は、締約国が政策を通じて児童労働を事実上禁止することを義務づけている。義務教育終了年齢以前の子どもであってなおかつ15歳未満の子どもは、如何なる経済部門にも雇用してはならないとし、健康、安全、道徳を損なう恐れのある労働については最低就業年齢を18歳としている（ユニセフ『1997年世界子供白書』1996年、14頁）。なお第138号条約は、95年10月現在46カ国が批准している（ILO、前掲資料）。

さらに「子どもの権利条約」（1989年国連採択、90年発効、96年9月中旬現在187カ国が批准）は、その第32条において経済的搾取、有害労働からの保護を定め、締約国が最低就業年齢を定めること、雇用時間、雇用条件についての適切な規則を定めることを求めている。

なお、ユニセフは、先の『1997年世界子供白書』において、児童労働の問題を特集している。さらに関連して、95年にはブラジル、コロンビアなどの中南米6カ国で児童労働と基礎教育との関係を調査している。また国連総会が95年の通常会期で事務総長に対してILO、ユニセフなどと協力して、児童の搾取や児童労働に取り組む国連のイニシアチブやプログラムについて報告し、この分野で国際協力をすすめる方途を勧告することを求めている（ユニセフ『1996ユニセフ年次報告』1996年、10～11頁）。

11) 「国際人権規約（A規約）」（1976年発効、93年3月現在、119カ国批准）および「子どもの権利条約」では無償の初等教育の導入を定め、とりわけ後者の「子どもの権利条約」では教育における機会均等の保障についても定めている（ユネスコ『世界教育白書1994』1995年、48～54頁）。

「子どものための世界サミット」（1990年）において、世界のほぼすべての政府が合意した2000年までの10の目標の中で、「7.すべての子どもが基礎教育を受けられるように」が掲げられている

(ユニセフ『1996年世界子供白書』1995年, 62頁)。

12) ユニセフが指摘するように, 児童労働は「子どもが成人してからも低賃金の未熟練労働にしばりつけて, 貧困を恒久化することも」あり, 「貧困が児童労働を招き, 児童労働が教育を受けるのをむずかしくし, 教育を受けられないことが貧困を生む」という悪循環をもたらしていると理解できる(ユニセフ『1997年世界子供白書』1996年, 16, 24頁)。

13) 先述したが, ベトナムにおける小学校の第5学年に進級する子どもの比率は, 58%である(ユニセフ『国々の前進1996』1996年, 53頁)。

14) 広木克行は, このような教育制度や教育固有の問題(教育理論を含め)について, グエン・チョン・バオの論文「学習を放棄する生徒—教育と社会の問題—」, タイ・ズイ・トウエンの「実践にいつそう密着する方向への教育学のドイモイ」(『ギエンキユウ・ザオズック(教育研究)』1991年4月, 12月)を紹介しながら, ベトナムの学校教育の問題点や教育学の理論水準について指摘している。なかでも「現実の諸条件から出発していない抽象的な教育目的」ではなく「子どもたちに現実に根ざした発見の喜びを保障する」ような教育の策定の必要性を説き, 「ベトナムの教育は現在, 実践面においても理論面においても深刻な自己改革の課題に直面している」と指摘している(広木克行「子どもたちの学習放棄問題と教育のドイモイ」『教育』第558号, 1993年2月)。

ユニセフは, ベトナムを名指しているわけではないが, 児童労働対策に関わる基礎教育の改善について, 次のように指摘している。「最も重要なのは, 硬直した伝統的な授業法を子ども中心のアプローチに切り換えることである。教育が大きな効果を発揮するようにするためには, 子どもが教育を楽しむようにならなければならない」(ユニセフ『1997年世界子供白書』1996年, 43頁)。ILOもまた, 児童労働撲滅に向けた具体的活動として, 児童労働への法的規制, 経済的インセンティブ(経済的助成)の活用とともに, 経済的貧困層に対する学校教育の拡大と改善(学校を価値のある魅力的なものに)を提起している(ILO, 前掲資料)。

15) ユニセフ『1997年世界子供白書』1996年, 41頁。

16) ホーチミン市第8区のストリート・チルドレンの不就学問題については, CPCCが別に取り組んだ実態調査が詳しい(World Vision International/Viet Nam, op. cit.)。

なお, 調査対象となった300名のストリート・チルドレンのうち, 292名(97.3%)が何らかの労働に就いている。また139名(46.3%)が100週間校を含め一切の学校に通ったことがないと報告されている。